

家内労働者の皆さんと委託者の皆さんへ

○ あなたが、支払をうけた（支払った）工賃の額は、山梨労働基準局長が決定した最低工賃より低い額となっていませんか？

○ あなたが、仕事を委託されたとき（或いは委託したとき）家内労働手帳の交付をうけ（或いは交付し）ていますか？

家内労働者の皆さんのが安心して働き、安心して生活できるように、昭和45年に家内労働法が制定されました。

この法律では、次のようなことが定められています。

① 委託者が、仕事を委託するときは必ず家内労働手帳（伝票式の簡便なものも含む）を交付し、委託をする都度、工賃の単価、支払期日、納品の期日などを手帳に記載すること。

② 家内労働者が仕事に従事する場所の周辺地域において、同じような仕事に従事している雇用労働者の労働時間よりも、長時間働くことのないよう、委託者も家内労働者も自主的に努力すること。

③ 委託者が同じ家内労働者に継続して6か月以上仕事を委託している場合で、業務の都合などによって委託を打切ろうとするときは、そのことを予告するように努めること。

④ 工賃は、原則として納品された日から1か月以内に、または、毎月一定の日を工賃締切日と定める場合には、その日から1か月以内に現金で、その全額を支払わなければならないこと。

⑤ 委託者は決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければならぬこと。

⑥ 委託者は、機械器具等の設備または、原材料等を家内労働者に譲り渡したり、貸与したり、提供したりするときは、これらによる危害を防止するために必要な措置を講じなければならないこと。

これらの法律に定められたことをよく知り、必ず守っていただくことにより、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定が促進されます。

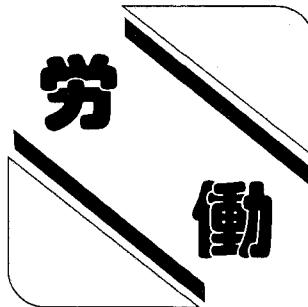
特に委託者の皆さん！

この機会に家内労働法の趣旨をよく理解されてこの法律で定められたことがらを必ず守って下さい。（家内労働法の規程に違反した場合は罰金が課せられることがありますので御注意下さい）

仕事をする上で、困ったこと分からぬことなどありましたら気軽に下記へご相談下さい。

都留労働基準監督署

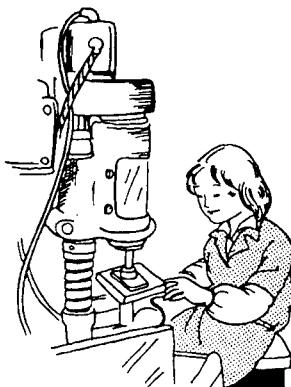
☎ 43-2195



商業統計調査による協力を

通商産業省では、六十三年五月から六月にかけて、「商業統計調査」を実施します。

この調査は、商業に関する基本的な調査であり、商業の実態を明らかにするためにたいへん重要な調査です。調査の対象となる商店の皆様のご協力をお願いいたします。



山梨県横編ニット製造業

(改正) 昭和63.5. 発効

業務	品目		編み方	編機の種類		作業部位	金額(円)
編立て	毛糸丸首無地 7歳用	半そで	平編	裁断物	自動	12	1枚につき 135円
				成形物	手動	7	1枚につき 280円
		長そで	ゴム編	裁断物	自動	12	1枚につき 140円
				成形物	手動	7	1枚につき 355円
		半そで	平編	裁断物	自動	12	1枚につき 130円
				成形物	手動	7	1枚につき 270円
	セーラー	長そで	ゴム編	裁断物	自動	12	1枚につき 130円
				成形物	手動	7	1枚につき 345円
		半そで	平編			12	肩そでわき 1枚につき 36円
						7	肩そでわき 1枚につき 42円
		長そで	ゴム編			12	肩そでわき 1枚につき 75円
						7	えり 1枚につき 30円
縫製						肩そでわき	1枚につき 78円
リンクイング ミシンによる かがり						えり	1枚につき 30円
手かがり						れいそで口すそ	1枚につき 45円
クロスしゅう・目さし	セーラー					100目につき	45円

横編ニット製造業最低工賃が五月十三日付けで別表のとおり改定されました。

横編ニット製造業最低工賃が改定